

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成 16 年 10 月 20 日京都市条例第 12 号）（都市計画局建築指導部指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都外国語大学地区地区計画（以下「京都外国語大学地区地区計画」といいます。）が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおり当該区域内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることとしました。

### 1 適用区域

名 称	区 域
京都外国語大学地区	京都外国語大学地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（京都市右京区山ノ内苗町及び同区西院笠目町の各一部）

### 2 制限の内容

事 項	内 容
建築物の用途の制限	建築することができる建築物 (1) 大学 (2) 高等学校でその用途に供する部分の床面積の合計が 12,000 平方メートル以内のもの (3) 前 2 号の建築物に付属するもの (4) バス停留所の上屋
建ぺい率の最高限度	100 分の 45（角敷地等内にある建築物にあつては、100 分の 55）
壁面の位置の制限	敷地境界線までの距離の最低限度 5 メートル

限	
建築物の高さの 最高限度	建築物の各部分の高さ 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたもの（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区において、31 メートル第 2 種高度地区に指定されている地区内に限る。）

この条例は、平成 16 年 10 月 20 日から施行することとしました。

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 16 年 10 月 20 日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第 12 号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 太秦地区の項の次に次の 1 項を加える。

京 都 外 国 語 大 学 地 区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都外国語大学地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-------------------------	--

(1)	京都産業大学本山地区
(2)	京都産業大学神山地区
(3)	京都産業大学神山第 2 地区  京都産業大学総合グラウンド地区
(4)	京都産業大学神山

京都産業大学本山地区
京都産業大学神山地区
京都産業大学神山第 2 地区及び京都産業大学総合グラウンド地区
京都産業大学神山

別表第 2 備考以外の部分中

	山第 3 地区	第 3 地区
(5)	立命館大学氷室地区	立命館大学氷室地区
(6)	京都第二赤十字病院・梅屋小学校跡地地区	京都第二赤十字病院・梅屋小学校跡地地区
(7)	府庁地区官庁街地区	府庁地区官庁街地区
(8)	瓜生山学園地区	瓜生山学園地区
(9)	中京麩屋町通笹屋町地区	中京麩屋町通笹屋町地区
(10)	二条駅 A 地区	二条駅 A 地区
(11)	二条駅 B 地区	二条駅 B 地区
(12)	二条駅 C 地区	二条駅 C 地区
(13)	祇園町南側地区	祇園町南側地区
(14)	山科駅地区	山科駅地区
(15)	東山老年サナトリウム病院地区	東山老年サナトリウム病院地区
(16)	洛和会音羽病院地区	洛和会音羽病院地区
(17)	四条通地区	四条通地区
(18)	九条西洞院地区	九条西洞院地区

を

に改め、同表 (19) の項を次のように改める。

太 秦 地 区	建築物の用途 の制限	建築してはならない建築物  (1) マージャン屋又はぱちんこ屋  (2) カラオケボックス
	建築物の高さ の最高限度	15 メートル（建築物が都市計画施設である太子道通の南側に位置する場合に限る。）
京 都 外 国 語 大 学 地 区	建築物の用途 の制限	建築することができる建築物  (1) 大学  (2) 高等学校でその用途に供する部分の床面積の合計が 12,000 平方メートル以内のもの  (3) 前 2 号の建築物に付属するもの  (4) バス停留所の上屋
	建ぺい率の最高限度	100 分の 45（角敷地等内にある建築物にあっては、100 分の 55）
	壁面の位置の制限	敷地境界線までの距離の最低限度 5 メートル
	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたもの（京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区において、31 メートル第 2 種高度地区に指定されている地区内に限る。）

(20)	西院溝崎町地区
(21)	佛教大学広沢大学地区
(22)	佛教大学広沢付属幼稚園地区
(23)	京都工芸繊維大学嵯峨地区
(24)	桂・御陵坂第1地区
(25)	桂・御陵坂第2地区
(26)	京都大学桂キャンパスA-1地区
(27)	京都大学桂キャンパスA-2地区
(28)	京都大学桂キャンパスB-1地区  京都大学桂キャンパスC地区

西院溝崎町地区
佛教大学広沢大学地区
佛教大学広沢付属幼稚園地区
京都工芸繊維大学嵯峨地区
桂・御陵坂第1地区
桂・御陵坂第2地区
京都大学桂キャンパスA-1地区
京都大学桂キャンパスA-2地区
京都大学桂キャンパスB-1地区及び京都大学桂キャンパスC地区

(29)	京都大学桂キャンパス B-2 地区
(30)	京都大学桂キャンパス B-3 地区
(31)	桂坂第 1 地区  桂坂第 2 地区  桂坂第 4 地区  桂坂第 8 地区  桂坂第 12 地区  桂坂第 13 地区
(32)	桂坂第 3 地区
(33)	桂坂第 5 地区  桂坂第 6 地区  桂坂第 7 地区

京都大学桂キャンパス B-2 地区
京都大学桂キャンパス B-3 地区
桂坂第 1 地区, 桂坂第 2 地区, 桂坂第 4 地区, 桂坂第 8 地区, 桂坂第 12 地区及び桂坂第 13 地区
桂坂第 3 地区
桂坂第 5 地区, 桂坂第 6 地区, 桂坂第 7 地区, 桂坂第 14 地区及び桂坂第 17 地区

別表第 2 備考以外の部分中

	桂坂第 14 地区	
	桂坂第 17 地区	
(34)	桂坂第 9 地区  桂坂第 10 地区  桂坂第 11 地区	桂坂第 9 地区，桂坂第 10 地区及び桂坂第 11 地区
(35)	桂坂第 15 地区  桂坂第 16 地区	桂坂第 15 地区及び桂坂第 16 地区
(36)	桂坂センター A 地区	桂坂センター A 地区
(37)	桂坂センター B 地区	桂坂センター B 地区
(38)	桂坂センター C 地区	桂坂センター C 地区
(39)	桂坂センター D 地区	桂坂センター D 地区
(40)	桂坂センター E 地区	桂坂センター E 地区
(41)	桂坂コミュニティ道路 A 地区	桂坂コミュニティ道路 A 地区
(42)	桂坂コミュニティ	桂坂コミュニティ

を



	イ道路B地区	道路B地区
(43)	桂坂学術研究地区	桂坂学術研究地区
(44)	東桂坂第1地区  東桂坂第2地区	東桂坂第1地区及び東桂坂第2地区
(45)	西桂坂第1地区	西桂坂第1地区
(46)	大枝西新林町一丁目北地区  大枝西新林町六丁目北地区  大原野西竹の里町一丁目西地区	大枝西新林町一丁目北地区，大枝西新林町六丁目北地区及び大原野西竹の里町一丁目西地区
(47)	大枝西新林町六丁目中地区  大枝西新林町六丁目南地区	大枝西新林町六丁目中地区及び大枝西新林町六丁目南地区
(48)	大枝北福西町二丁目地区  大枝南福西町二	大枝北福西町二丁目地区，大枝南福西町二丁目・三丁目地区及び大原野

	丁目・三丁目地区  大原野西境谷町一丁目北地区	西境谷町一丁目北地区
(49)	大原野西境谷町一丁目南地区	大原野西境谷町一丁目南地区
(50)	大原野西境谷町四丁目西地区	大原野西境谷町四丁目西地区
(51)	醍醐センター地区	醍醐センター地区
(52)	J R 六地蔵駅北周辺地区	J R 六地蔵駅北周辺地区
(53)	竹田藁屋町油小路通沿道街区地区	竹田藁屋町油小路通沿道街区地区
(54)	京都ファッション産業団地 A 地区	京都ファッション産業団地 A 地区
(55)	京都ファッション産業団地 B 地区	京都ファッション産業団地 B 地区
(56)	京都ファッション産業団地 C 地区	京都ファッション産業団地 C 地区

	区	
(57)	京都競馬場 A 地区	京都競馬場 A 地区
	区	
(58)	京都競馬場 B 地区	京都競馬場 B 地区
	区	

に改め、同表備考 6 中「(17)」を「四条通地区」に改め、同備考 11 中「(35)の項に掲げる」を削り、同備考 13 中「(27)」を「京都大学桂キャンパス A-2 地区」に、「(30)」を「京都大学桂キャンパス B-3 地区」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)